

## 市川市バドミントン協会表彰規程

### (目的)

第1条 本規程は、市川市バドミントン協会（以下「協会」という）がスポーツ振興に貢献した個人又は団体を表彰するに必要な事項について定めることを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰は、市内在住者で次に該当する者に対して行う。

- (1) 協会の会員もしくは協会に関係ある個人又は団体で、スポーツ特にバドミントン競技の振興に寄与し、その功績顕著な者
- (2) 協会の維持発展のため尽力し、その功績顕著な者
- (3) 日本バドミントン協会第1種大会で入賞した者のうち、その功績顕著な者
- (4) 本協会主催の同一年度個人戦4大会（春複、秋複、秋単、混合）1部ランク全てに優勝した者

### (表彰)

第3条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈与する。

### (表彰の時期)

第4条 表彰は、該当者が生起した年の市民体育大会第1日目に行う。ただし、会長が特に必要と認めたときはその都度これを行う。

### (審査)

第5条 理事会において、表彰に関する事項を審査する。

- 2 前項に代えて、審査委員会（以下「委員会」という）をおくことができる。この場合、委員会の構成は、専門委員会の設置・運営に関する規程によるものとし、委員長は協会理事長とする。

### (報告)

第6条 前条2項の場合には、委員長は、委員会において決定した事項をすみやかに会長へ報告しなければならない。

### (その他)

第7条 本規程によるほか特に必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この規程は、平成元年4月8日から施行する。

この規程の変更は、平成29年7月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程の変更は、2019年7月28日から施行し、同日から適用する。

この規程の変更は、2022年3月6日から施行し、同日から適用する。

これまでの表彰者	☆平成22年 斉藤太一 [第2条(3)該当] ☆平成29年 石田光枝 [第2条(4)該当] ☆2021年 美濃龍斗 [第2条(3)該当]
----------	--